

鳥取大学 軽音楽部

規 約

鳥取市湖山町南4丁目101

第1条（名称）

本団体は「軽音楽部」と称する。

第2条（目的）

本団体はバンド活動、ライブ等の音楽活動を目的とした部活動である。

第3条（入部について）

本団体に入部する際は入部申込用紙に必要事項を記入し、入部金を揃えてそれを入部手続きとする。

第4条（休部及び退部について）

部員は何らかの理由により休部及び退部をする際は幹部役員にその旨を伝え、それを幹部役員が受理することで認められる。

第5条（役員構成、役員任期）

本団体の幹部役員は以下の役職で構成される。

部長

マネージャー

会計

広報

PA

運搬

第6条（部費）

部員は月々1000円の部費を納め、これは部の運営金及び機器のメンテナンスに当てるものとする。但し、休部を認められている部員はこの義務を負わない。

第7条（活動内容）

本団体の年間行事は、幹部役員の考案のもと部会で決定されるものとする。